

あなたの権利が奪われます。誰もあなたを助けられません

どんな無法もまかり通る、わたしたちの誰もチェックできないあなたの知らないところで、そんな法律が成立しようとしています。

その名は
人権擁護法案

「人権擁護」という聞こえの良い言葉にだまされてはいけません。この法律こそ、言論の自由を奪い、民主主義を破壊する恐怖の法律なのです。

【人権委員会の異常な権力】

人権委員会とは、この人権擁護法で決められていることを実際に実行する機関です。この委員会は、法務大臣の所轄とされながらも、極めて独立性の高い外部からのコントロールがほとんど効かない機関なのです。

第七条 **人権委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。**

人権委員会の、独断でプライバシーを侵害される危険性があります。日本全国にあなたの氏名等がさらされるかもしれないのです。

第六十条 人権委員会は、特別人権侵害が現に行われ、又は行われたと認める場合において、当該特別人権侵害による被害の救済又は予防を図るため必要があると認めるときは、当該行為をした者に対し、理由を付して、当該行為をやめるべきこと又は当該行為若しくはこれと同様の行為を将来行わないことその他被害の救済又は予防に必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

第六十一条 人権委員会は、前条第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

人権委員会の決定に従わなかった場合、例えばそれが身の覚えのないことだったとしても、30万円以下の週料を支払わなければなりません。あなたの言い分は一切通りません。

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の週料に処する。

- 一 正当な理由なく、第四十四条第一項第一号（第七十条又は第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反して出頭せず、又は陳述をしなかった者
- 二 正当な理由なく、第四十四条第一項第二号（第七十条又は第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反して文書その他の物件を提出しなかった者
- 三 正当な理由なく、第四十四条第一項第三号（第七十条又は第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反して立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 正当な理由なく、第五十一条（第七十一条第二項又は第七十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による出頭の求めに応じなかった者

人権委員会は、行政を意のままに動かせる可能性があります。

7 市町村長は、人権委員会から求められたときは前項の措置に協力しなければならない。

とにかく人権委員会が、独自に、チェックもされずに差別だ!!と決め付ければ、それは差別になります。

しかも、その根拠ない「差別」を理由に、いわれない事情聴取、家宅搜索、挙句の果てに個人情報の全国公開まで可能なのです。

警察、裁判所、そういう機関のチェックがないまま、勝手にそこまで出来るのです。

つまり、事実上の白紙委任状も同じで「それらの行為には全く歯止めが効きません」

(特別調査)

第四十四条 人権委員会は、第四十二条第一項第一号から第三号までに規定する人権侵害（同項第一号中第三条第一項第一号八に規定する不当な差別的取扱い及び第四十二条第一項第二号中労働者に対する職場における不当な差別的言動等を除く。）又は前条に規定する行為（以下この項において「当該人権侵害等」という。）に係る事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 事件の関係者に出頭を求め、質問すること。
- 二 当該人権侵害等に関係のある文書その他の物件の所持人に対し、その提出を求め、又は提出された文書その他の物件を留め置くこと。
- 三 当該人権侵害等が現に行われ、又は行われた疑いがあると認める場所に立ち入り、文書その他の物件を検査し、又は関係者に質問すること。

人権委員会は警察と裁判所の権限を併せ持ちながら、一切のチェック機能が及ばない、暴走する恐怖の機関になります。